

いわき大王製紙 4号バイオマスボイラー建設事業に係る環境影響評価方法書 に対する知事意見

1 総括的事項について

(1) 対象事業の計画立案に当たっては、既存施設からの排出ガス、排水等による負荷量を適切に把握した上で、対象事業を含む工場全体の環境負荷が最小限となるよう複数案の比較検討及び最新の知見に基づいた最善の技術の採択検討を十分行い、その結果を反映させること。

また、環境保全措置については、その検討経過及び結果を環境影響評価準備書に記載すること。

(2) 対象事業に係るボイラー等の主要施設の構造、処理方式及び処理能力並びに建設機械の稼働計画及び車両の運行計画については、環境影響評価準備書に詳細に記載すること。特に、既存排水処理施設については、新設されるスクラバーからの排水負荷に対する質的及び量的な有効性を根拠とともに明確に示すこと。

なお、当該ボイラーの新設に伴う既存施設の配置及び稼働計画についても明らかにすること。

(3) 環境影響の予測及び評価に当たっては、既存施設との複合的な影響も考慮しながら、最新の知見を用いて、可能な限り定量的な手法で行うこと。

(4) 環境影響評価の標準項目として掲げられている項目を選定しない場合には、環境影響評価準備書にその根拠を明確に記載すること。

なお、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

2 環境影響評価項目について

(1) 対象事業実施区域及び車両の運行経路の周辺には住宅地が存在し、車両の運行及び建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び粉じん等の影響が懸念されることから、「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に「窒素酸化物」及び「粉じん等」を環境影響評価項目として追加すること。

(2) 施設稼働に伴う低周波音の周辺住宅地への影響が懸念されることから、

既存施設の現況及び施設の配置計画を踏まえ、必要に応じ、「工場及び事業場における事業活動」に「低周波音」を環境影響評価項目として追加すること。

- (3) 復水器の冷却方式について、環境影響評価準備書に詳細に記載するとともに、必要に応じ、「冷却塔からの白煙」を環境影響評価項目として追加し、白煙による視程障害並びに気温及び湿度への影響について、予測及び評価を行うこと。
- (4) 隣接する森林等の陸域生態系及び下流の陸水域生態系に対する影響が懸念されることから、「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に「動物」、「植物」及び「生態系」を環境影響評価項目として追加すること。
- (5) 「元気の丘公園」や山田インダストリアルパーク内の運動場の利用状況や鮫川と四時川との合流点付近の白鳥飛来地等への来客状況を適切に把握し、必要に応じ、「人と自然との触れ合いの活動の場」を環境影響評価項目として追加すること。
- (6) 工事の実施に伴う廃棄物の発生量を明らかにし、必要に応じ、「造成等の施工による一時的な影響」に「廃棄物」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気質、水質及び廃棄物の予測に当たっては、使用燃料中に含まれる重金属等微量物質の成分及び濃度並びに工事の実施及び施設稼働に伴う排出ガス、排水及び廃棄物の排出諸元を明らかにし、その結果を適切に反映させること。

なお、大気に係る排出諸元は、燃料の品質管理及び燃焼管理に関する方策に基づき、詳細に設定すること。

- (2) 大気質に係る調査地点については、当該地域の気象状況、施設の配置、住宅の立地状況等を考慮し、対象事業実施区域の北から北西方向の地域を追加すること。

また、「粉じん等」については、当該地域の風向・風速特性を踏まえ、調査地点及び調査時期を適切に選定すること。

- (3) 高層気象観測に当たっては、当該地域において大気汚染物質が高濃度となる気象条件を可能な限り把握するとともに、その結果を大気質の予測条件に的確に反映させること。
- (4) 騒音及び振動の調査及び予測に当たっては、施設の配置、車両の走行条件、住宅の立地状況及び伝搬特性から地点の代表性に検討を加え、必要に応じ、新たな地点を追加すること。
- (5) 水質の調査に当たっては、対象事業に係る下流水域への負荷量を適切に評価できる地点を追加すること。
また、水質及び水量の季節変動にも留意すること。
- (6) 水質の予測及び評価に当たっては、水生生物の生息・生育環境を保全する観点からアンモニア性窒素、亜鉛、界面活性剤等による影響についても考慮すること。
- (7) 動物及び植物の調査に当たっては、生息・生育の状況が適切に把握されるよう期間及び時期を選定すること。
また、把握された情報に基づき、生態系への影響を可能な限り定量的に予測すること。
- (8) 景観については、煙突等の建築物の可視性、地点の利用性、仰角等を考慮し、「元気の丘公園」のほか、適切な眺望地点を選定すること。
- (9) 各施設の配置、規模、形態及び色彩について、景観上配慮した内容を検討経過も含め明らかにすること。
また、対象事業実施区域周辺の植栽計画についても具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
- (10) 温室効果ガスの予測及び評価に当たっては、燃料選定等による削減効果を定量的に示すこと。

4 その他

上記1から3の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。